

概要版

**余市町男女共同参画計画
(改定版)**

余 市 町

計画の概要

1 計画策定の趣旨

余市町では平成19年2月に「余市町男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきましたが、お互いの人権を尊重し、相互協力と自立を目指すとともに、責任を共有する男女共同参画を推進するため、「余市町男女共同参画計画」を策定しておりますが、策定から6年が経過したこと、また社会情勢の変化等や、平成25年度に事業所及び町民の方に対しアンケート調査をおこなった経過を踏まえ、さらに平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、社会全体で女性が活躍できる場を充実させることにより、男女が共に仕事と生活を両立でき、全ての人にとって暮らしやすい、さらには持続可能な社会の実現につながるものと考えられることから、計画を見直すとともに、女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画としての位置づけを併せ持つ計画として策定したものです。

2 計画の基本的な考え方

① 計画の目的

余市町男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、国の「男女共同参画基本計画」「北海道男女平等参画基本計画」との整合性を図りながら策定するもので、本町の他の諸計画との整合性を図りながら、「男女共同参画に関する町民意識調査」「男女共同参画に関する事業所意識調査」の結果を踏まえ、余市町男女共同参画審議会の意見を聞いて策定するものです。

② 計画の期間

平成29年度からおおむね10年間としますが、社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて見直します。

③ 計画の性格

基本目標・推進方向・主要施策を提示し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

また、「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえ、女性の活躍に向けた必要な事項を盛り込み、同法第6条第2項の規定に基づき市町村が策定すべき「市町村推進計画」と位置づけます。

④ 計画の構成

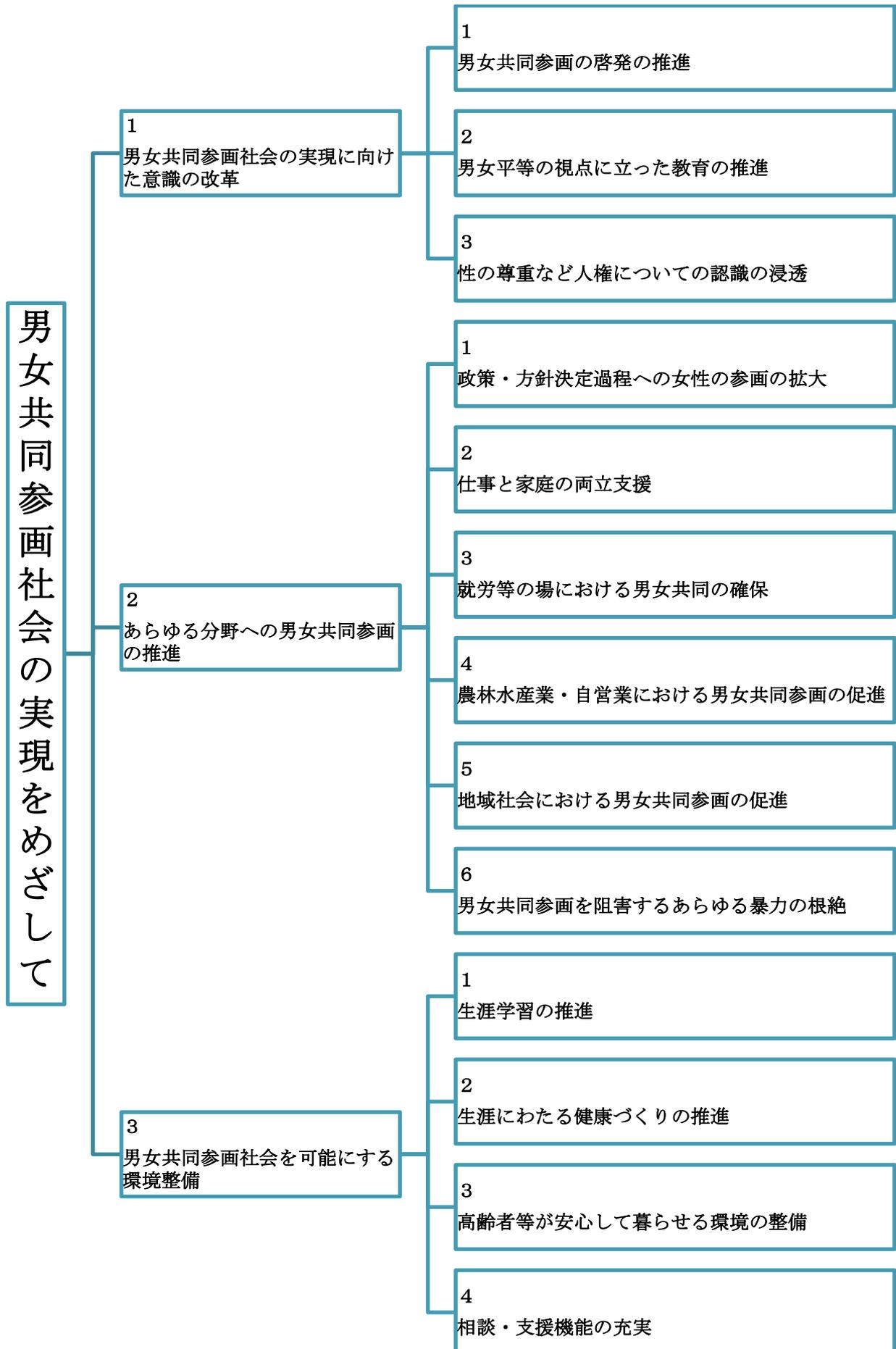
余市町男女共同参画推進条例では、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行が及ぼす影響への配慮」「政策等の立案決定への共同参画」「家庭生活の共同責任とあらゆる分野の活動支援」「性に関する理解と尊重」「国際社会の動向への留意」を男女共同参画推進の基本理念に掲げており、この基本理念を踏まえ3点の基本目標をもって、男女共同参画社会の実現をめざします。

⑤ 計画の体系

基本理念

基本目標

推進方向



3 計画の内容

計画に係る基本目標、推進方向、主要施策については、以下のとおりです。

なお、「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえ、女性の活躍に向けた必要な事項を盛り込み、また、同法第6条第2項の規定に基づく、市町村推進計画として位置付ける計画については、基本目標の下欄に【主な取組】として記載しています。

基本目標1 「男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革」を目指します。

【主な取組】

- ◆ 国や北海道などとの情報共有を図ります。
- ◆ 広報紙などを通して、講演会の開催案内などの周知を図ります。

推進方向1 男女共同参画の啓発の推進を図ります。

主要施策

- (1) 広報啓発活動の充実を図り、男女共同参画の意識高揚に努めます。
- (2) 調査の充実を図り、関係施策への反映に努めます。
- (3) 情報収集・提供の充実を図り、地域の関係団体とのネットワーク化に努めます。
- (4) メディア等における男女共同の理念への配慮について理解と協力が得られるよう努めます。
- (5) 国際交流・国際理解・国際協力の促進に向け、情報の収集・提供に努めます。

推進方向2 男女平等の視点に立った教育の推進を図ります。

主要施策

- (1) 家庭における男女平等教育の推進を図り、個人の尊重の重要性の啓発と家事や育児、介護を男女が共同で担うという意識の醸成に努めます。
- (2) 学校における男女平等教育の推進に向け、情報提供に努めます。
- (3) 社会における男女平等教育の推進に向け、会合などの機会を通じ意識の高揚に努めます。

推進方向3 性の尊重など人権についての認識の浸透を図ります。

主要施策

- (1) 性の尊重についての認識の浸透に向け、学習機会の提供や広報活動の充実、児童生徒への指導の充実や、母性の重要性の認識の浸透に向け、啓発に努めます。
- (2) 配偶者等への暴力根絶についての認識の浸透に向け、啓発に努めます。



基本目標2 「あらゆる分野への男女共同参画の推進」を目指します。

【主な取組】

- ◆ 特定事業主行動計画における管理職等への女性登用などの数値目標等の達成に向けた取り組みの促進を図ります。
- ◆ 仕事と家庭の両立や育児など、女性の抱える悩みや意見についての交流サイトの情報提供を図ります。
- ◆ 働く場所と時間を柔軟に選ぶことのできるテレワークの普及の促進を図ります。
- ◆ 女性農業者が地域の担い手として農業・農村社会で活躍できる環境づくりの推進を図ります。
- ◆ 漁業や林業において女性が活躍できる環境づくりの推進を図ります。

推進方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。

主要施策

- (1) 審議会等への女性登用の促進に努めます。
- (2) 役職等への女性登用の促進に努めます。



推進方向2 仕事と家庭の両立支援を図ります。

主要施策

- (1) 家庭への男女共同参画の促進に努めます。
- (2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発に努めます。
- (3) 育児、介護の支援体制の充実に努めます。

推進方向3 就労等の場における男女共同の確保を図ります。

主要施策

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保に向け、制度の周知に努めます。
- (2) 職業能力開発の充実に向け、情報提供に努めます。
- (3) 再就職への支援に向け、法制度の周知に努めます。
- (4) 多様な働き方への支援に向け、情報提供に努めます。
- (5) パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備に向け、法制度の周知に努めます。

推進方向4 農林水産業や自営業における男女共同の確保を図ります。

主要施策

- (1) 農林水産業等自営業における男女共同参画の促進に向け、啓発に努めます。

推進方向5 地域社会における男女共同参画の促進を図ります。

主要施策

- (1) 地域活動における男女共同参画の推進に努めます。
- (2) 地域リーダーの養成に向け、研修機会等の充実に努めます。
- (3) 社会活動拠点の充実に努めます。

推進方向6 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶を図ります。

主要施策

- (1) 男女共同参画を阻害する暴力根絶に対する取り組みの充実に努めます。

基本目標3 「男女共同参画社会を可能にする環境整備」の推進を目指します。

【主な取組】

- ◆ 健康増進、文化・スポーツ活動の推進など、学習・体験等の生きがいつくりの推進を図ります。
- ◆ 子育てに配慮した公営住宅の整備の促進を図ります。
- ◆ 子どもの預かりサポート等の取り組みの促進を図ります。

推進方向1 生涯学習の推進を図ります。

主要施策

- (1) 学習機会の提供充実に努めます。
- (2) 生涯学習関連施設の充実に努めます。
- (3) 学習情報の提供や相談体制の充実に努めます。

推進方向2 生涯にわたる健康づくりの推進を図ります。

主要施策

- (1) 健康づくりの推進に向け、健康相談、予防対策の充実に努めます。
- (2) 保健医療体制の充実に努めます。
- (3) 母子保健の推進に努めます。
- (4) 女性の健康をおびやかす問題への対策の推進に努めます。

推進方向3 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備を図ります。

主要施策

- (1) 生きがいと社会参加の促進に努めます。
- (2) 経済的安定の確保と住環境の整備に努めます。
- (3) 障がいのある方への配慮と、各種施策の計画的な推進に努めます。

推進方向4 相談・支援機能の充実に努めます。

主要施策

- (1) 相談業務の充実に向け、関係機関との連携強化に努めます。
- (2) 相談・支援機能の充実に向け、関係機関と連携し、対応の充実に努めます。



余市町男女共同参画計画 (改定版)

概要版

発行日 平成29年4月

発行 余市町

〒046-8546

北海道余市郡余市町朝日町26番地

TEL (0135) 21-2111

FAX (0135) 21-2144

編集 余市町総務部総務課